

## 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ



### 平成27年度 保険料額決定通知書等の送付について

平成27年度の保険料が決定しましたので、7月中旬に決定通知書等をお送りします。  
 保険料の納め方については、通知書の『**期別保険料額**』をご覧ください。

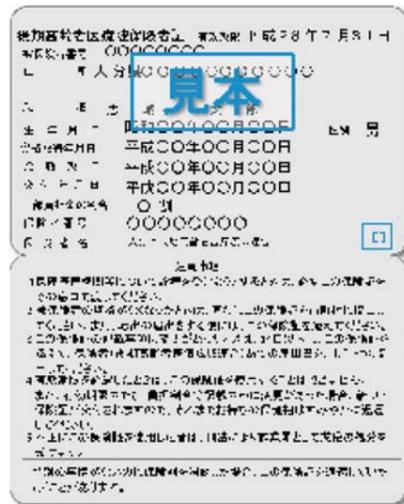
納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月		通知書に記載	
8月			
9月			
		:	

- **特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合**は、その月の年金から差し引かれます。
- **普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合**は、その月の納期限までに納付書等で保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は必要ありません。

### 新しい保険証の送付について

保険証が更新されますので、7月中旬に新しい保険証をお送りします。

- 現在の黄色の保険証は、**7月末で有効期限が切れます**。
- 保険証は折りたたみタイプです。半分に折って使ってください。
- 裏面に臓器提供の意思表示ができます。
- 8月以降は新しい保険証を使ってください。
- 新しい保険証の有効期限は、平成28年7月31日です。
- 新しい保険証の色は、**緑色**です。
- 保険証は上記、保険料額決定通知書とは別に送付します。
- 「一部負担金の割合」は、平成26年中の所得に基づいて判定されています。



### 平成27年度 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請受付

現在発行している減額認定証は、7月31日(金)で有効期限が切れます。8月以降も必要な方は、申請が必要となりますので、以下の点をご確認の上、市町村窓口にて申請をしてください。

- ☆**対象となる被保険者** 平成27年度住民税非課税世帯に属する方
- ☆**申請に必要なもの** ①保険証 ②印鑑 ③過去1年間に90日を超える入院があれば、入院日数が分かる証明書(領収書等)

#### 【非自発的失業者の保険料の減免について】

非自発的に失業した方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または市町村の担当課にお問い合わせください。

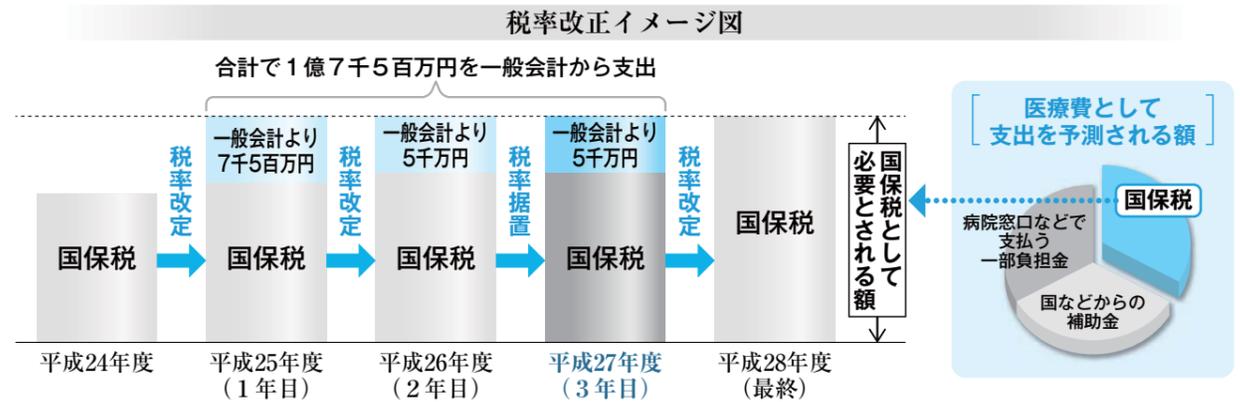
問合先 ▶ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771 (代表)  
 申請窓口 ▶ 国東市役所 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-1111 (内線120)

## お知らせ

# 平成27年度 国民健康保険税について

### ●今年度は、国民健康保険税の段階的改定の3年目です

平成25年度からの国保税は、「資産割を廃止する影響」と「急激な国保税の負担増の軽減」を目的に、平成25年度に7千5百万円・平成26年度に5千万円・平成27年度に5千万円、合計で1億7千5百万円を国保会計に一般会計から繰り入れし、税率の段階的改定を行っています。  
 今年度は、段階的改定の3年目ですが、平成26年度から据置いた税率です。



保険税は以下の3つの項目の合計額になります。 ※介護分は40歳～64歳の方のみに課税されます。

医療分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	所得割	6.60%	8.20%	8.60%	8.60%	10.00%
資産割	23.80%	-	-	-	-	
均等割	19,800円	20,800円	21,200円	21,200円	21,800円	
平等割	22,700円	23,400円	23,700円	23,700円	24,200円	

高齢者支援金分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	所得割	2.20%	2.35%	2.40%	2.40%	2.50%
資産割	7.60%	-	-	-	-	
均等割	6,400円	7,200円	7,500円	7,500円	7,900円	
平等割	7,100円	7,300円	7,400円	7,400円	7,600円	

介護分 ※40歳～64歳の方		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	所得割	1.57%	1.90%	2.07%	2.07%	2.20%
資産割	8.50%	-	-	-	-	
均等割	7,400円	7,800円	8,100円	8,100円	8,300円	
平等割	5,300円	5,500円	5,600円	5,600円	5,800円	

平成27年度の制度改正で賦課限度額の改正及び軽減制度の見直しが行われました。

【賦課限度額の改正】医療分(52万円)、高齢者支援金分(17万円)、介護分(16万円)

【保険税の軽減範囲の改正：低所得者の国保税の軽減措置の対象世帯の拡大】

5割軽減 = 基準額33万円 + 26万円 × 被保険者数

2割軽減 = 基準額33万円 + 47万円 × 被保険者数

(注) 軽減判定所得には、被保険者全員の所得に加えて、国民健康保険に加入していない世帯主の所得も含まれます。

詳しくは ▶ 市民健康課 国保年金係 ☎0978-72-1111 (内線119~124)